

介護職員初任者研修受講料の助成事業

世田谷区では、介護人材の確保及び育成・定着を支援するため、「介護職員初任者研修課程」を修了した方に受講料の一部を助成します。

オンライン手続き（電子申請）可

◆助成要件◆

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 介護職員初任者研修課程を修了後、3ヶ月以内に、本紙添付の【別表】で定める区内事業所等に介護職員等として就労していること。
※ 研修修了時、既に就労されている方（働きながら研修を受講した方）も対象です。
※ 申請者の住所地は問いません（区外にお住まいの方でも、区内事業所に就労していれば対象です）。
※ 労働者派遣法により就労している方は対象になりません。
- ② 研修修了後、①で就労した（している）区内事業所等で**3ヶ月以上**継続して就労中であること。
※ 研修修了前から区内介護事業所等で勤務している方も（資格取得後に勤務を開始した方も）、研修修了の日以降に3ヶ月以上の就労期間が必要です。その後、申請が可能となります。
- ③ 登録ヘルパーの方は、②の要件を満たし、かつ従事時間が90時間を超えていること。

◆申請の期限◆

上記の助成要件をすべて満たした日の翌月から**3ヶ月以内**が申請期限です。

（例）すべての助成要件を4月に満たした方の申請期限は同年7月末日

※ 郵送の場合は、申請期限内に区に書類が到着することが必要です。

◆助成金額◆

助成金額は、受講料（テキスト代、補講料、実習費等を含む）の**9割**（千円未満切捨て）。ただし、上限額は7万2千円。

（例）受講料が5万円の場合、助成金額は9割の4万5千円

受講料が8万円を超える場合、助成金額は上限の7万2千円

※助成金の総額は、令和7年度予算の範囲内となります。

◆申請方法◆

以下の書類を郵送または窓口を持参、または電子申請にて提出してください。

- ① 申請書兼請求書（令和6年4月1日改正の様式が最新です）
- ② 初任者研修の修了証明書の写し
- ③ 就労状況を証明する書類

※紙での申請の場合、申請書兼請求書の就労証明欄を使用しても可。電子申請の場合は、（参考様式）就労証明書を使用してください。

- ④ 研修指定事業者発行の領収書等（宛名が申請者のものに限る）の写し

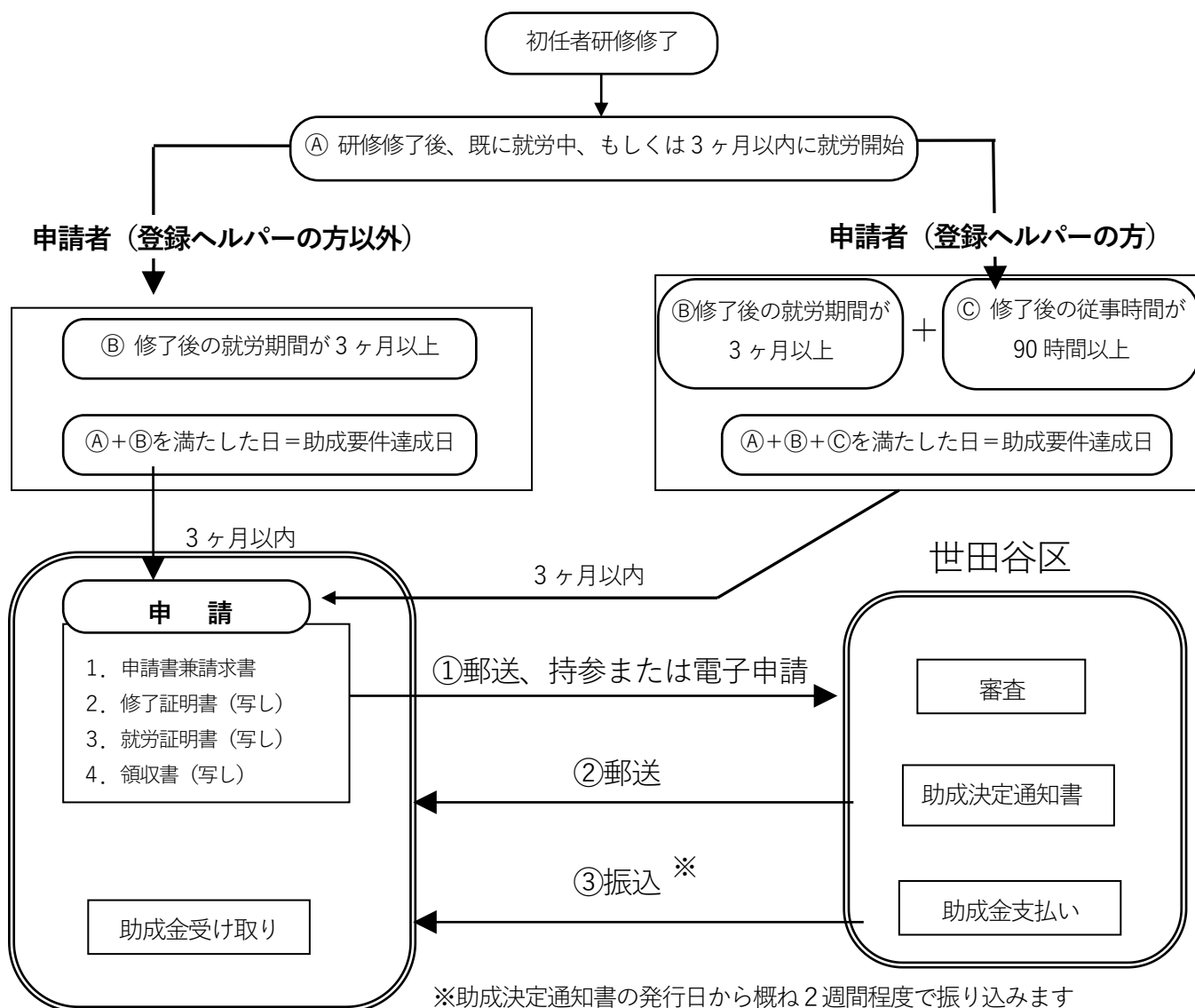
※他の研修や講座とセットで受講した場合は、金額の内訳がわかる書類もご提出ください。

☞電子申請については、問い合わせ・申し込み先に記載の二次元コードからご確認ください

◆注意事項◆

- ・国や東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成等を受けている場合は助成対象となりません。
- ・勤務先から受講料の一部が補助されている場合は、受講料からその額を控除します。
- ・領収書が発行されない場合は、クレジットカード契約証明書の写しもしくは払込受領証や振込明細書の写しをご提出ください。

◆申請から助成金の受け取りまで◆



◆問い合わせ・申し込み先（受付：月～金 8時30分～17時）◆

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

（介護サービス事業所）**高齢福祉課 管理係**（分庁舎（ノバビル）3階）

TEL **03-5432-2397** FAX 03-5432-3085

（障害サービス事業所）**障害施策推進課 事業担当**（第2庁舎3階）

TEL **03-5432-2388** FAX 03-5432-3021



世田谷区 初任者研修 助成金

